

おわりに

1998年のヘラー＝アイゼンバーグ論文は「アンチコモンズの悲劇」なるカテゴリーを定立したが、68年にハーディン論文が唱えた「コモンズの悲劇」に対するアンチテーゼとしてそれを打ち出したやり方には、多少なりとも違和感を覚えずにいられない。ハーディンズの言う共有資源の過大利用は、確かに食糧問題や公害問題の理解には、それなりの妥当性を感じさせる。しかし、バイオ分野の基礎研究成果となると、行き過ぎた利用の具体的なイメージが湧きにくいからである。理論上の適否はいざ知らず、少なくとも研究成果の私有化を推奨する論理という次元では、むしろ公共財の過少供給を唱える議論の方がぴったりにくるように思われる。それはともかく、基礎研究の成果がパブリック・ドメインから知的財産権の領域に移されると過少利用の弊害が表面化するとヘラーらの認識は、創薬・医療分野の入り口部分に遺伝子特許等が林立し始めているのが現状であるだけに、臨場感に溢れたものと受け取れる。

ヒトゲノムの塩基配列情報は、国際プロジェクトと米国バイオベンチャーの激しい角逐のあげくに、かろうじて公共財性の保持を許された。だが、ゲノム解読完了とともに本格的に開幕したポストゲノム時代は、機能が解明された遺伝子の塩基配列には特許性があるとのコンセンサスを前提にした、その意味で当初的に認知された特許競争の世界である。だからこそ、上流での特許乱立と下流での競争の欠如によって、ゲノム創薬や遺伝子タイプ別に異なる治療を施すテーラーメイド医療の発展の遅れと価格高騰が招かれる可能性が高い。遺伝情報の自由な利用が制限され、もって全人類的なヘルスケア利益が損なわれるというアンチコモンズの切ない近未来図が、そこにある。

唐突だが、ここで実際に起きた二つの出来事を思い起こされたい。

一つは、TRIPS 協定がらみで深刻化したエイズ治療薬へのアクセス問題。WTO に加盟した国は知的財産権の世界的な保護強化を目的とした TRIPS 協定（1995 年）に調印しなければならず、それまで人間生活の基本的な必需品である医薬品や食料については特許を制限的にしか導入していなかった多くの発展途上国も、経過期間が終わる 2000 年初までに（後発途上国は 2006 年初までに）特許対象の拡大と保護水準の強化を実施する協定履行義務を負わされることになった。その結果であるが、エイズ治療薬の特許を世界的に制圧しているのは欧米の大手製薬会社（米ファイザー社、米メルク社、英グラクソ社等）なので、安価なコピー薬の国内製造・販売や輸入を許されなくなった途上国では、治療薬は

存在しても非常に高価なため大半のエイズ患者・HIV感染者が購入できないという状況に立ち至ってしまった⁵²⁾（この問題自体は、途上国側の抗議を受けて、2001年秋のWTO閣僚会議で途上国のエイズ治療薬へのアクセスを可能にする例外措置の導入、医薬品に関する後発途上国の経過期間の2016年初までへの延長が合意されたことで、一応の解決を見た⁵³⁾）。

もう一つ、米モンサント社——バイオテクノロジーを利用して農業用種苗や除草剤の開発をおこなっているグローバル企業——が実行してきた、したたかな特許活用法も思い浮かべてほしい。「種子戦争」に勝ち抜いた種子企業の雄としても知られる同社は、自社が特許をもつ遺伝子組換え作物の種子を買い入れる農業者に対して、自家採取や播種用種子の保存を認めず、毎年確実に種子を購入する契約をかわすように求めてきた。特許をてこにした種子支配、生産者支配である。しかも、モンサント社は、訴訟作戦の社内体制を整備して、種子の顧客でない農業者の畑に特許された作物の存在が確認されれば——モンサント社製種子の花粉が飛散して在来種の作物と交配するケースでも——特許権侵害の警告状を送りつけ、示談金の支払いに応じなければ提訴するという荒業まで繰り出してきた。米国内の場合、訴訟は特許使用契約の一条項によってモンサント社の本社があるミズーリ州の法廷で争われることになっているが、農業者の怯えに拍車をかける同社勝訴の判決例が生まれているという⁵⁴⁾。

エイズ治療薬で表面化した医薬品アクセスの問題は、ゲノム創薬が軌道に乗るのと並行して、世界的に蔓延する可能性が少なからずある。先進国の大手製薬企業わけでも米国企業が、遺伝子特許・タンパク質特許の国際的競争で優位に立つ米国バイオベンチャーとの緊密な提携関係を活かして新薬開発で先行し、各国の医薬品特許を迅速かつ大量に押さえてゆく事態、そしてそのもとで経済的な「アクセスの格差」が地球的規模で広がる事態が憂慮される。農業分野でも、ゲノム解析企業との提携やM&Aを通じて遺伝子情報を囲い込んだ大手農業バイオ企業（とくに米国企業）が作物の品種改良をおし進めるにつれ、それらバイオメジャーの生産者と市場に対する影響力が強まることが容易に推測される⁵⁵⁾。その場合には、遺伝子組換え作物に添えられた盛りだくさんな能書き（害虫や除草剤に対する耐性が強く収穫量の大幅増加を見込める、用いる農薬の種類と量が少なくすむ、農業生産コストの引き下げが可能になる、大きくみれば将来の世界的な食料不足を未然に防ぐ決め手になる等）は、反比例的に色あせるに違いない。これ以上立ち入らないが、現実にかきた二つの出来事を踏まえれば、ポストゲノム時代についてこうした不安を抱くのが

自然だというものであろう。ここにあるのは、競い合うバイオベンチャーによる技術開発の急進展、人類を病苦や食料問題から解放する救世主としてのバイオ産業、といった清新なイメージとはおよそ異質な世界である。

最後に短く追記しておきたい。現在日本の国是となっている知的財産立国路線は、1980年代以降のプロパテント政策が米国経済の再生に寄与した歴史的経験に学びつつ、日本にも産業競争力回復と新事業・雇用創出の動輪となる知的創造サイクルを根付かせることを主眼としている。公式文書もしばしば公言してきたとおり、その背景には、バイオ産業の諸領域で先行する米国企業によって世界的に重要特許が押さえられることへの恐怖感の強まりがある。だとすれば、果たしてアメリカと同じ方法でキャッチアップできるのか、当然それが問われるところとなる。しかし、だからと言って、実質的に国家間競争だけに關心を絞るのが適当だということになどなりはしない。冒頭で強調したように、史実に謙虚に学ぼうという場合には、そこに見出される否定的側面に対してどのような手当てを施すのかを不問に付したまま、ただ無批判に丸写しにするようなスタンスであってよいわけなど、決してあろうはずはない。

「人の遺伝素材は自然の事実であって、発明品と捉えるべきものではない。遺伝情報に特許を認めれば、重要な情報の交換ができなくなり、協力し合って病気の治療法を開発する努力すら妨げられる羽目になろう。——かつて欧州議会は、この認識に基づいて、生命体の特許化を推進するために欧州委員会が起草した法案（1995年）を葬り去った⁵⁶⁾。今日にあっても、やはり遺伝子に関する知識（塩基配列だけでなくその機能も）は人類共通の財産とみなすのが、まっとうな見方なのではなかろうか」。「遺伝子特許の容認がすでに国際的コンセンサスになっている現実の重みを軽視できないにしても、ホモロジー・サーチによる機能推定でも機能解明の条件が満たされるとするアメリカの主張には、明らかにご都合主義的な無理がある。これ以上アメリカの甘い特許審査を既成事実化させ、それがグローバル・スタンダードになったりしないように、早急に三極間の調整を重ねる必要がある」。「大学等の非営利機関で生まれる研究成果であっても、萌芽的成果の実用化に向けた追加的投資のインセンティブを与えるべきケースのように、特許化が社会的に要請される場面もなしとしない。だとしても、特許対象の拡大が累積的技術革新のプロセスを阻害しない仕組みを考案する必要がある⁵⁷⁾。少なくとも、権利範囲が広く、汎用性が高く、迂回・代替技術の開発が困難な特許に関しては、排他権の行使に制限を加え、ライセンス希望者全員に非差別的に合理的な条件で使用許諾がなされるようにするべきであって、

その線に沿った特許制度の枠組み変更が求められる⁵⁸⁾」。

知的財産立国路線のあるべき姿を模索するに当たっては、上のような諸々の意見、さらには「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（1997年11月）や遺伝子組み換え農産物の環境や健康に対する負のインパクトについての道理ある警鐘にも、耳を傾けてしかるべきである。そうした姿勢を貫けば、国家間競争のあり方と帰趨にも影響が及び、現行の政策路線とは相当な乖離が生まれる結果になること必定と思われる。